－希少猛禽類のための生息環境配慮指針 概要－

1. 目的

津軽ダム建設事業の本格的実施に先立ち、事業全体に係る希少猛禽類への配慮事項を定め、事業計画及び工事実施に反映させることを目的とする。

2. 内容

希少猛禽類に対する配慮区域の考え方、つがい毎の配慮区域、繁殖ステージ（生活史）、モニタリング調査の内容、希少猛禽類に対する配慮指針等

3. 希少猛禽類に対する配慮指針（概要）

(1) 工事時期の調整

配慮区域（右図参照）に該当する工事場所は、営巣期の工事を休止する等の配慮に努める[1]。

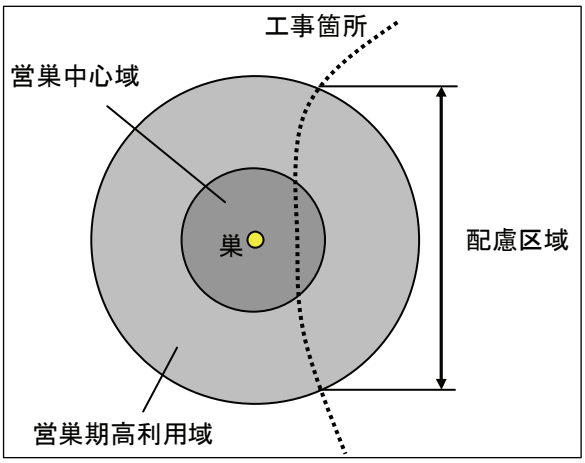

配慮区域の概念図

(2) 騒音・振動等の影響抑制

建設機械は低騒音型・低振動型とすると共に、工法の工夫により可能な限り騒音・振動の抑制に努める。また、営巣期や巣立ち後間もない時期に、配慮区域で規模の大きい工事を開始する場合は、段階的に工事規模を拡大する「コンディショニング」を実施し、対象ペアに配慮する。

(3) 生息環境の保全に対する配慮

工事従事者に対し、指定区域以外に立ち入らないよう指導する。配慮区域の改変を最小限に留め、施工設備等は可能な限り設置しない。

特に狩場として重要な落葉広葉樹林の保全に留意し、やむを得ず伐採する際は非繁殖年や非営巣期に実施する等の対策を講ずる。また、森林管理署及び県自然保護部局等と連携して営巣地周辺の森林施業計画を把握し、希少猛禽類個体群保全の観点から、営巣林や狩場環境等を含め体系的な森林保全に役立てるように努める。

工事中は、工事従事者にゴミの適正処理を行うよう指導する。供用後は、環境整備地区等へのゴミ箱の設置は最小限にすると共に、利用者にゴミの持ち帰りを啓発する。

(4) 事業改変地における植生の回復

地形改変により生じた法面や施工施設跡地、建設発生土処理場跡地等は、可能な限り在来植生の種子や表土・根株の活用により早期に植生回復を図るよう努める。

(5) モニタリング

工事実施に関わるつがいに対して、生息・繁殖状況の変化を把握するためモニタリング調査を実施するとともに、必要に応じて津軽ダム猛禽類検討委員会または同現地検討部会を開催し、順応的な管理に資するよう努める。

(6) 工事従事者に関する配慮事項の周知徹底

施工業者に環境配慮に関するハンドブックを配布し、周知徹底を図る。

---

[1] 営巣中心域：広義の営巣地として一体的かつ慎重に取り扱われるべき区域。
営巣期高利用域：営巣期に主に利用する区域。

